

2006年11月7日

各 位

株式会社 エムティーアイ
代表取締役社長 前多 俊宏
(JASDAQ・コード 9438)
問い合わせ責任者
取締役 兼 執行役員専務
経営企画室長 斎藤 忠久
TEL: 03-5333-6323

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年11月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、2006年12月23日開催予定の第11期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 2006年12月23日

2. 定款の変更の趣旨および目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり現行定款の一部変更を付議します。

(1) 株主総会参考書類等のWeb開示の新設

株主総会召集手続きの合理化および費用削減を図るためです。

(2) 取締役会の書面決議に関する規定の新設

取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的、効率的な運営を図るためです。

(3) 取締役および監査役の責任免除に関する規定の新設

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議により取締役および監査役の賠償責任を法令の限度において免除することを可能にするものです。

(4) 社外取締役および社外監査役の責任限定契約締結に関する規定の新設

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材の招聘を可能とするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とするものです。

(5) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」への対応

同法により、当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、ならびに、当社の株式については、株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされるため、条文の新設または変更を行うものです。

3. 変更の内容

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分)

現行定款	変更案
(本店所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、223,800株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、223,800株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社の株式については、株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3条第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届け出の手續及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使、株式、端株及び新株予約権に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日) 第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項の他必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</p>
<p>(議長) 第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</p>	<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、他の議決権ある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>前項の株主又は代理人は、総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は10名以内とし、株主総会で選任する。 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 取締役の選任については、累積投票によらない。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(第2項削除)</p> <p>(第3項削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	(選任) 第18条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の任期) 第16条 取締役の任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (第2項削除)
(役付取締役及び代表取締役) 第17条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 取締役会の決議によって、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (第3項削除)
(新設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(新設)	(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(取締役会決議の省略) 第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
(新設)	(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬) 第18条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。	(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(取締役会規程) 第19条 取締役会に関する事項については法令又は定款に定めるものの外、当会社で定める『取締役会規程』による。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</u>
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第20条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。 <u>監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u>	第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は、5名以内とする。 (第2項削除)
(新設)	(選任) 第28条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(監査役の任期) 第21条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
(常勤の監査役) 第22条 監査役は、 <u>互選により常勤の監査役を定める。</u>	(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、 <u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>
(監査役会の決議の方法) 第23条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u>	(削除)
(新設)	(監査役会の招集通知) 第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査役会において定める監査役会規程による。</u>

現行定款	変更案
<p>(補欠監査役)</p> <p>第24条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め株主総会において監査役の補欠者(以下「補欠監査役」という)を選任することができる。</p> <p>補欠監査役の選任決議の定足数は、第20条第2項の規定を準用する。</p> <p>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(補欠監査役)</p> <p>第33条 法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、<u>あらかじめ株主総会において補欠の監査役(以下「補欠監査役」という)を選任することができる。</u></p> <p>補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条の規定を準用する。</p> <p>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>補欠監査役の選任決議の効力は、<u>当該決議において短縮がされない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役報酬)</p> <p>第25条 監査役報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第26条 監査役会に関する事項については法令又は定款に定めるものの外、当会社で定める『監査役会規程』による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第27条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</p> <p>執行役員に関しては、<u>取締役会が決定する執行役員規程において定める。</u></p>	<p>第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第36条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。</p> <p>執行役員に関する事項は、<u>取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>
<p>第7章 計算</p> <p>(営業年度及び決算期日)</p> <p>第28条 当会社の営業年度は、毎年10月1日より、翌年9月末日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期日とする。</u></p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金の支払い)</p> <p>第29条 利益配当金は<u>毎営業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p> <p>— <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金の支払い)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議により毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定に基づく配当金(以下、「中間配当金」という)を支払うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>

以 上



【お問い合わせ先】

株式会社エムティーアイ 経営企画室 (松本・橋迫)

Tel: 03-5333-6323

Fax: 03-3320-0189

E-mail: ir@mti.co.jp

URL: <http://www.mti.co.jp>